

介護保険料について

介護保険料は、介護保険運営を行うための大切な財源です。

65 歳以上の方の介護保険料は「基準額」を基に、所得等に応じ「保険料率」を乗じて決定します。

65 歳以上の方の介護保険料は下表のとおりです。（納入通知書は 6 月に送付します。【年金からの特別徴収の方は 9 月下旬に特別徴収通知書を送付します】）

【平成 30 年度から平成 32 年度まで】

保険料段階 （新段階）	対 象 者	介護保険料（上段：年額、下段：月額）		
		改定前 平成 29 年度	改定後	改定額
第 1 段階	生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金の受給者 世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	27,000 円 2,250 円	28,080 円 2,340 円	1,080 円 90 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80 万円を超え、120 万円以下の方	45,000 円 3,750 円	46,800 円 3,900 円	1,800 円 150 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で前年の本人の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 120 万円を超えた方	45,000 円 3,750 円	46,800 円 3,900 円	1,800 円 150 円
第 4 段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非 課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	54,000 円 4,500 円	56,160 円 4,680 円	2,160 円 180 円
第 5 段階 【基準額】	本人が住民税非課税で世帯に住民税が課税されている世 帯員がいる方	60,000 円 5,000 円	62,400 円 5,200 円	2,400 円 200 円
第 6 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円未満 の方	72,000 円 6,000 円	74,880 円 6,240 円	2,880 円 240 円
第 7 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の方	78,000 円 6,500 円	81,120 円 6,760 円	3,120 円 260 円
第 8 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の方	90,000 円 7,500 円	93,600 円 7,800 円	3,600 円 300 円
第 9 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 300 万円以上 の方	102,000 円 8,500 円	106,080 円 8,840 円	4,080 円 340 円

※第 1 段階の保険料は低所得者軽減強化後の保険料となります。

※保険料は前年の所得をもとに算定されます。

〈保険料の納め方〉

- ・特別徴収の方（年金から天引きされている方）
年金の支払い（年 6 回）の際にあらかじめ差し引かれます。
- ・普通徴収の方
6 月に町から送付される納入通知書で納めていただきます。納期内の納付にご協力をお願いします。
納付期限内に納付が困難な場合は、分割納付も可能ですのでご相談ください。

【平成 30 年度 介護保険料の納期限】

普通徴収の（納付書の方）の納付期限			
期別	納付期限	期別	納付期限
1 期	平成 30 年 7 月 2 日(月)	3 期	平成 30 年 10 月 31 日(水)
2 期	平成 30 年 8 月 31 日(金)	4 期	平成 30 年 12 月 28 日(金)

「安平町の介護保険」パンフレットについて

安平町の介護保険についてまとめた保存版のパンフレットは、第 7 期介護保険事業計画の策定に伴い、現在改訂版を作成しています。

完成したパンフレットは、広報紙とともに町内に配布することとしていますので、ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。